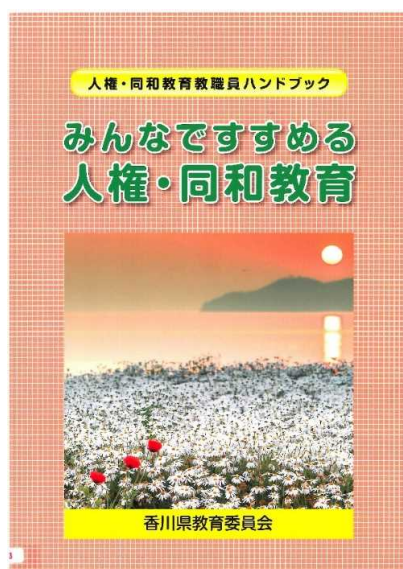


みんなですすめる人権・同和教育



21世紀は「人権の世紀」と言われ、すべての人の人権が守られ尊重される社会の一日も早い実現が強く求められています。

しかしながら、人権問題の現状を見たとき、同和教育をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者など解決すべき人権問題が現存するとともに、インターネット上での誹謗中傷、性的少数者への差別、外国人に対するヘイトスピーチ、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権侵害の発生も見られ、多様化する人権問題の解決に向けた取組が一層重要となっています。

これまで、国においては、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を、2008(平成20)年に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表し、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を進めてきました。本県においては、「香川県同和教育基本方針」に基づき、学校教育と社会教育の両面から同和教育の積極的な推進に努めつつ、2003(平成15)年には「香川県人権教育基本方針」を策定し、同和教育がこれまで積み上げてきた成果を活かしながら様々な人権課題の解決を目指す人権・同和教育を推進しています。

本県の子どもを取り巻く現状を見ると、人権課題を起因とする生活の困窮や、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学校生活や家庭生活において困難な状況に直面している子どもがおり、引き続きすべての子どもたちの人権を保障する取組を進めていかなければなりません。

そのために教育の果たす役割は極めて大きく、すべての教職員は人権や人権問題についての深い理解と認識のもと、人権・同和教育に関する高い指導力を身に付け、人権尊重の精神に根ざした人間の育成に向けて、あらゆる場を通じて人権・同和教育の推進に努める必要があります。